

# 墨田区消費者ニュース

令和3年1月発行 第170号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## ふるさと納税の偽サイトに気を付けましょう！

地方公共団体のふるさと納税を装った偽のサイトが複数開設されています。

「割引」や「値引き」といった言葉には気を付けましょう。また、いつもと違う地方公共団体のふるさと納税受付サイトを使用する場合は、振込先が地方公共団体の指定するところになっているか、個人の名義になっていないかなどを必ず確認しましょう。

インターネットによる、地方公共団体のふるさと納税受付サイトは、地方公共団体ごとに指定されております。

気になることがあれば、寄付先の地方公共団体に確認しましょう。

### 以下のような構成のサイトにはご注意ください！

地方公共団体の住所や連絡先、メールアドレスなどの記載がない。  
事業者の住所、電話番号及びメールアドレスの記載がない。(フリーメールの場合は注意が必要です。)

支払方法が口座振込の場合、口座名義人と事業者名が異なっている。

割引することや値引きすることを宣伝文句にしている。(ふるさと納税を受けた地方公共団体が、返礼品を送ることはありますが、割引することや値引きすることはありません。)



「消費者庁イラスト集」より

# 排水管の「無料点検」にご注意！ ～ 洗浄の勧誘をされ、数万円の契約に！ ～

## 【相談事例】

今日、事業者が訪問してきて「排水管の無料点検を行っている。」と勧誘された。

無料であるなら、と軽い気持ちで点検を依頼したところ、「詰まっている。通常5万円～7万円程度かかる洗浄を今なら、4万円にしてあげる。」と勧められ、『排水管の高圧洗浄工事』の契約をした。

その後、家族に確認してもらったところ、排水管は詰まっていなかった。

明日、事業者が工事に来ることになっているが、キャンセルできないだろうか？

## 【アドバイス】

訪問販売契約は、契約書面を受領してから8日間のクーリング・オフが認められており、無条件で契約を解除できます。

消費者センターでは、相談者にクーリング・オフ通知書を作成し期間内に送付するように説明し、事業者にも消費者センターから相談者がクーリング・オフしたことを連絡しました。

トラブルにあわないためには...

- ・「無料で点検する」等と勧誘してくる事業者には安易に応じないようにしましょう。
- ・「今なら」「今だけ」と言われてもその場での契約はやめましょう。
- ・事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう。

## すみだ消費者センター相談室



相談専用

まずは電話でご相談ください

ダイヤル

5608-1773

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

